

平成 20 東子第 1 号
2009 (平成 21) 年 6 月 29 日

警視庁葛飾警察署
署長 千葉 繁 殿

東京弁護士会
会長 山 岸 憲 司

子どもの人権救済申立事件について (勧告及び要望)

当会は、申立人 から子どもの人権救済の申立を受け、当会「子どもの人権救済センター」の調査の結果、本件申立の相手方である貴署に対して、下記のとおり勧告及び要望します。

記

第一 勧告及び要望の趣旨

- 一 貴署の署員が 2008 年 2 月 23 日に行った申立人 (当時 13 歳の中学生) に対する触法調査活動は、低年齢少年の未成熟性、被暗示性等に配慮して定められた少年法、少年活動警察規則の及びこれを受けて策定された 2007 (平成 19) 年 10 月 31 日付警察庁次長通達「少年警察活動推進上の留意事項」、警察庁生活安全局少年課の「触法調査マニュアル」の各内容に反する態様が取られていたことが認められます。

触法調査活動に当たっては低年齢少年の未成熟性、被暗示性等に配慮をするように次の勧告をします。

- 1 貴署は、貴署に勤務する触法調査活動をする機会のある全ての警察官に対して、「触法調査マニュアル」を交付したり、研修を行う等して触法少年調査の留意点を周知徹底させること。
- 2 今後、触法活動を実施する際には、質問方法や少年への質問に際しての保護者への連絡及び立ち会い、付添人選任権の告知等、低年齢少年の特性を踏

まえた配慮を怠ることのないこと。

- 二 貴署は、申立人親族からの触法事実が誤りであるとの申し入れに対して、再調査を行うことなく終結させたことは不適切であるので、貴署は、今後かかる申し入れを受けた場合には誠実にその申し入れに対応し、直ちに少年の心情に配慮した形での再調査を実施されることを要望します。

第二 勧告等の理由

一 本件の概要

本件は、当時 13 歳であった男子中学生が自転車で公道を走行中に職務質問を受け、自転車について被害届がなされていたことから占有離脱物横領ないしは窃盗の容疑で触法調査の対象となった件について、当該中学生は当会に対して、貴署による触法調査のあり方について子どもの人権救済の申立てをした。

申立ての趣旨は、申立人には自転車は他人の物であることについて職務質問の時まで認識がなく、自己の自転車と偶々同種・同色・同形式の自転車であったことから自己の自転車であると取り違えて乗っていたに過ぎないのに、占有離脱物横領の故意があるかのような自白を強要され、これに沿う反省文の作成を強要された、というものであった。

二 認定した事実

調査の結果によれば、以下の事実が認められる。

- 1 2008（平成 20）年 1 月上旬頃、申立人は、塾の帰りに、 駅 口側歩道上の自己の所有自転車を停めていた場所付近に、自己の所有自転車と同種・同色・同形の本件自転車を発見した。

そして、自己の所有自転車の鍵を用いて開錠できたこと等から、これを自己の所有自転車と誤認して乗車し、そのまま帰宅した。

その後も、後日職務質問を受けるまで、申立人は、本件自転車を自己の用に用いていた。

2 同年2月23日午後5時頃、貴署所属の 巡査長と 巡査長は、 区
丁目 番先路上で、自転車で走行中の申立人に対し、職務質問を実施
した。

そして、本件自転車の防犯登録番号から、本件自転車の所有者が申立人では
ない事実を確認し、申立人に事情を聞いたり、申立人の年齢を尋ねて13歳
である旨の回答を得るとともに、交番への同行を求めた。

なお、この路上での事情聴取の際、上記巡査長兩名は、申立人が13歳の低
年齢少年であることを認識しながら、少年に任意の供述であることのわかり
やすい説明や、分からないことは分からないと答えてよいと説示する等、緊
張をほぐすための特段の声掛け等はせず、「被害届が出ているから、きみの
自転車ではないが、この自転車はどうしたの？」と質問するのみであった。

3 その後、上記巡査長兩名は、申立人を交番に同行し、引き当たり調査を実
施した上、さらに詳細な事情聴取を行うため、貴署に同行した。

なお、交番にて申立人が待機していた際、申立人の父親が申立人を探して
同交番を訪ねたが、父親の対応をした 巡査長は、父親が申立人との面会
を申し入れたのにも関わらず、警察署での事情聴取が終わったら連絡すると
して、面会を認めず、申立人からの事情聴取の場に父親を立ち合わせるこ
とをしなかった。

また、この際、父親は交番の外に駐輪されていた本件自転車を見て、「こ
の自転車はうちのだ」と述べたが、 巡査部長は、父親のかかる言葉につ
いて、詳しく尋ねることはしなかった。また、警察官は、申立人の父親に対
して、弁護士である付添人を選任できることの説明をしなかった。

そして、警察官は、申立人に対しても、父親の訪問を告知しなかった。

また、引き当たりに際しては、申立人に、本件自転車が合った位置を指さ
す姿勢をとらせ、2ないし3枚の写真を撮影することがなされた。その際、
歩行者の視界をさえぎる形で警察のワゴンを停車させていた。

4 貴署においては、申立人は、取調室と同様の構造の補導室に通され、少年係の 巡査部長より事情聴取を受けた。この際、 巡査部長は、申立人の席から1メートル未満の位置に、申立人と正対する形で座った。

また、 巡査部長は、事情聴取に先立ち、申立人に対し、弁護士である付添人を選任できることや、保護者の立会い等について、説明をしなかった。

その後、 巡査部長は、申立人に対し、「自分のやったこと」と題する反省文の作成を求めた。当部会は同反省文の原本を貴署において閲覧したが、その内容は、以下の通りであった。

「自分の自転車と似ている自転車を鍵が合っているという理由と自転車のサドルの位置などが違うがそれは面倒くさいという理由で自分の自転車ではないと理解しつつもそれを持って行ってしまいました。もう二度とこのような盗みはしないので許して下さい。」

巡査部長は、かかる反省文の作成により、事情聴取を了し、貴署からの連絡を受けて申立人を迎えに来た父親とともに申立人を帰宅させた。

5 上記の警察官による調査の翌日、申立人は父に対して、自転車は取り違えたものであり、盗んだとの認識がなかった旨を話した。そこで、父ら申立人の家族は、貴署に連絡をとり、2008（平成20）年3月2日、3月30日と警察官らと面談して上記反省文の撤回を求めたが、容れられず、署限りの処分としたとの説明を受けたのみであった。また、自転車の占有離脱物横領ないしは窃盗の成否について、申立人の言い分を受けた再調査はなされなかった。

6 貴署においては、2007（平成19）年11月、警察庁生活安全局少年課が発表した「触法調査マニュアル」を少年課の担当警察官には交付したものの、他の警察官に対しては、特段、閲覧させたり周知する等の措置を実施していなかった。ちなみに、職務質問、交番への同行、引き当たり調査等の調査を実施した警察官は少年係の所属ではなく、貴署において引き継いで調査をした警察官は少年係の所属であった。

三 判断

1 触法少年に対する調査についての法令等について

(1) 改正少年法と国会の附帯決議

改正少年法が2007（平成19）年11月1日に施行され、これにより、警察の調査権限が拡大し、必要に応じて触法少年に対しても調査が可能となった。

しかし、触法少年は、14歳以上の少年に比してさらに精神的に未成熟であり、被誘導性や迎合性も強いなどの特性を有しており、適正な調査を担保するために、より慎重な配慮を要することは言うまでもない。そこで、少年法第6条の2第2項において、触法調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ行うものとされるとともに、同法第6条の3において触法調査に対する弁護士付添人の選任権を設け、さらに同法第6条の4第2項において、調査の際の質問において、強制にわたることがあってはならないと規定された。

これに加えて、改正少年法の成立に当たっては、国会において、触法少年に対する警察調査について、被暗示性や被誘導性が強いなどの少年期の特性にかんがみ、これら少年に配慮すべき事項等について、児童心理学者等の専門家の意見を踏まえつつ、速やかにその準則を策定することとされた（2007（平成19）年5月24日参議院法務委員会附帯決議第1項）。

(2) 少年警察活動規則

これを受けて、改正少年警察活動規則においては、触法少年の調査について、次のとおり規定している。

すなわち、同規則第15条2項は、「触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情

と早期の立直りに配慮しなければならない。」とし、また、同規則第 20 条 2 項において、「（触法調査のために）少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。」としている。

なお、同項でいう「呼び出し、質問する」とは、少年警察活動規則 26 条が準用する犯罪捜査規範 11 章中 207 条が「少年の被疑者の呼出し又は取調べを行うに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。」と規定していることからすれば、「呼び出し『又は』質問する場合」と解すべきである。

また、少年警察活動規則第 20 条 3 項は、「少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。」とし、同条 4 項は、「少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。」と規定している。

(3) 警察庁次長通達「少年警察活動推進上の留意事項について」

少年警察活動規則改正に際しては、弁護士会を初めとする各界からの意見が寄せられ、警察庁はいくつかの点について通達に盛り込むことを約束した。その結果として、2007（平成 19）年 10 月 31 日に出された通達には、以下の各点が記載されている。

少年に迎合する傾向があり、被誘導性、被暗示性が特に強いことに対する深い理解をした上での触法調査の必要性

通達は、「触法調査の基本」において触れた部分において、とくに、

- ・少年が迎合する傾向にあること＝少年は、質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいこと、
- ・被誘導性が特に強いこと＝例えば質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自らの認識等を曲げ、質問者の誘導に沿った回答をするという特性
- ・被暗示性が特に強いこと＝例えば質問者が回答をほのめかすような質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性

といった事柄についての深い理解をもって調査にあたることを求めている。

これらの低年齢少年の特性を踏まえて、少年の権利擁護を実質的に担保するために、通達は、次の点を定めている。

少年の権利擁護のための諸制度 【付添人制度についての分かりやすい説明と関係機関等についての紹介、助言等】

触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者又はその保護者に対して、付添人制度について分かりやすく説明すること、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うこと等に配慮するものとする。

少年の権利擁護のための諸制度 (呼出の際の配慮)

少年を呼び出すに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない(同条第2項)。

同条第2項ただし書の「連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるとき」の例としては、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれが著しい場合、証拠隠滅のおそれが著しい場合等が挙げ

られる。

少年の権利擁護のための諸制度 (質問の際の基本的留意事項)

無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意する。

やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない(規則第20条第3項)。

質問の時間については、できる限り、少年の授業中を避ける。

質問の場所については、事務室等一般人の出入りが多い場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とするものとする。

質問に当たっては、少年の年齢、性別、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いる。

少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めるものとする。

少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならないのは明らかである(少年法第6条の4第2項)。そのため、「分からないこと」や「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等を伝えること。この場合においては、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配慮するものとする。

質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めるものとする。

少年の権利擁護のための諸制度 質問の際の連絡及び立会い

【連絡】

少年に質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。

ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない（規則第20条第2項）。同条第2項ただし書の趣旨については、第6の1(3)（呼出しの際の配慮の規定）に定めるとおりである。

【立会い】

少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする（同条第4項）。

保護者のほか適切と認められ得る者の例 少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等。

(4) 「触法調査マニュアル」

以上を踏まえて、警察庁生活安全局少年課は、前記通達と同時に、低年齢少年の特性を踏まえた調査の執務資料として、全国の警察官に対し、「触法調査マニュアル」を発表した。

同マニュアルでは、「面接における低年齢少年の特性」として、「被誘導性や被暗示性が強いこと」が指摘され、「質問の文言自体は誘導的・暗示的ではなかったとしても、少年の場合、『大人（担当者）は何でも知っている』、『訳があつて質問している』と誤解しがちで、大人の言葉や態度（例：頷く（肯定）、首を横に振る（否定））に影響されやすいこと。」との記述がある。

同様に、「迎合性が強いこと」が指摘され、「担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、少年は自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすく、特に、低年齢少年の場合、このような傾向が強いとすることができる」との記述がある。

さらに、「言葉の理解力や表現力、コミュニケーション能力が充分でないこと」が指摘され、その具体例として、言葉で自らの実際の内面の気持ち等をうまく表現できないなどの記述がある。

このような低年齢少年の特性を踏まえ、同マニュアルでは実際の少年との面接時における調査方法として、主として、以下の点のチェック項目を掲げ、遵守を求めている。

面接時間・場所の配慮

ア 面接場所について、緊張や不安の軽減に配慮したか。

面接開始時の工夫

ア 緊張をほぐす声掛けや、話しやすいような雰囲気作りを心掛けているか。

イ 本当のことだけを言って欲しいことなどをきちんと伝えたか。

ウ 少年が真実を話していない可能性を念頭に置きつつ、当該事件を行ったかどうかを慎重に吟味しているか。

担当者の姿勢・態度

ア 少年に担当者の態度がどのように映っているかを注意しているか。

イ 最後まで少年の話に耳を傾けているか。

質問方法

ア 少年が自由に話せるように質問を工夫しているか。

立会い

ア 保護者その他適切な者を立ち合わせるよう配慮したか。

申述書・上申書の作成

ア 申述書の読み聞かせを充分に行ったか。

イ 少年に対し、上申書の作成に必要な説明を行ったか。

また、同マニュアル13頁には、「少年や保護者による付添人の選任に配慮しているか」として、少年法第6条の3の「趣旨を十分理解した上で、少年又は保護者に対し、付添人制度について、年齢等に応じて分かりやすく説明したり、必要に応じて、助言をしたり、関係機関・団体を紹介したり」「するなどの配慮をする」旨の記述がある。

2 本件で行われた調査方法と前記諸法令等との適合性

前記の触法調査に関する諸法令等に即して、本件において実際に採用された調査方法を検討した場合、以下の問題点が指摘できる。

(1) 職務質問時における質問について

職務質問時において、制服姿の巡査長兩名は、本件自転車が他人物であるという事実を申立人に提示した上で、その場で「この自転車はどうしたの?」と質問をし、「正直に話しなさい」などの声掛けをしている。

こうした質問方法は、申立人に対し、窃盗あるいは占有離脱物横領の疑いをかけられていることが伝わる態様の質問であったといえ、少年に不安を与える可能性が高いものであったといえる。

少年警察活動規則等で繰り返し指摘されている、低年齢少年の大人に対する被誘導性や迎合性を前提に、上記の質問方法の可否を検討した場合、2名の制服警官から、このような質問を受ければ、申立人の側に言い分がある場合でも、萎縮してその言い分を十分に説明することができないことは充分にありうる。

さらには、申立人が萎縮した状況から解放されるために、警察官に

迎合し、警察官が期待する回答をしてしまうこともありうる。

そこで、本件においては、職務質問を開始した後、遅くとも申立人の年齢を確認したときからは、申立人が触法年齢にあたることが判明したのであるから、かかる触法少年に対する調査を開始しようとする以上は、前記諸法令に基づき、他人の耳目に触れるおそれのある路上での質問の継続はしてはならなかった。

そして、場所を変えた上で、少年が自己の言い分を言いやすい雰囲気作りをしたり、「本当のことだけを言ってほしい」と伝えるなど発問を工夫すべきであった（上記第6の1(4) アイウ、ア、ア参照）。

(2) 質問の際の連絡・立会いについて（父親との面会を設定しなかったことについて）

本件においては、警察官が申立人に対する質問をするに当たって、保護者等への連絡をしていないし、保護者等の立会いも求めている。この点について、当部会が貴署に赴いて事情聴取をした際には、これらの連絡、立ち会い要請については何ら説明がなかったことから、これらの連絡等はなかったものと考えられたが、さらに弁明の機会を与えるために再度書面による照会を行った。しかし、この照会に対して貴署からの誠実な回答は得られなかった。従って、申立人に対する質問をするにあたって、保護者等への連絡、立会いは貴署からは求めなかったし、立会いが実施されることもなかったものと認定した。

しかも、本件では、申立人の父親が申立人を案じて交番にやってきた際、申立人が同交番の2階で待機していたにも関わらず、父親の応対をした 巡査長は、父親に即座の面会を許可せず、申立人に対しては、父親が交番を訪問した事実をも告知しなかった。

この点、前記少年警察活動規則においては、保護者その他適切な者を立ち合わせるよう配慮することが求められている。かかる規則からすれば、交番に父が立ち寄った時点で、申立人と父との間の面会をさせ、その後の質問調査に立ち合わせるべきであった。

(3) 弁護士である付添人選任権の告知について

本件においては、警察官は、申立人に対しても、その父親に対しても、弁護士である付添人を選任できることを説明していない。

これは、前記警察庁次長通達（前記第6の1(3)）及び前記「触法調査マニュアル」（前記第6の1(4)）を明白に無視するものである。

(4) 貴署での調査の場所・面接の方法について

質問場所について

また、本件では貴署の補導室にて、申立人の面接が実施されている。かかる補導室は、成人の取調室と類似の構造で比較的狭いものであったが、面接を担当した 巡査部長は、申立人から至近距離の位置で、かつ、正面に座り、面接を実施していた。

この点、少年警察活動規則第20条4項は、少年を質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避けるべきことを規定しており、この趣旨を受けた触法少年調査マニュアルにおいては、面接場所について、緊張や不安の軽減に配慮することが求められており、具体的には、面接の際には明るい感じで適当な広さのある部屋を選択すること、担当者は少年の正面からやや左右にずらした位置に座ることなどが指摘されている。

こうしたことからすれば、本件で補導室を面接の場所として選択し、申立人の正面に座して、面接を実施したことは適切とは言いがたい（上記第6の1(4) ア参照）。

質問の方法について

さらに、この警察署での面接の頃には、申立人の所有していた自転車が本件自転車と酷似していたことが判明していたのであるから、申立人の言い分に最後まで耳を傾ける姿勢を持って、再度事実確認をするなどすべきであった（上記第6の1(4) アイウ、イ参照）。

(5) 現場引き当たりの必要性について

本件においては、主に申立人からの聴取をもとにして、署限りの処分とすることが決められており、そもそも現場引き当たりの必要性があったか疑わしい。

さらに、駅前である現場での引きあたりは、人通りの多い夕刻の時間帯になされている。

自動車を目隠し代わりにして行ったなど少年の心情やプライバシーに一定程度配慮したことが窺われるものの、夕刻の時間帯に実施する必然性は全くなかった。

(6) 反省文の撤回要請について

申立人は、反省文（上申書）について、その撤回を求めている。

しかし、調査関係資料について、いったん作成したものの撤回ないし廃棄を求めることは、その性質上不可能であると言わざるを得ない。

もっとも、触法調査は、少年の健全な育成を図る目的のものであるが、その前提として事実の真偽、触法事実の存否を明らかにする必要があることは言うまでもない。この点から、本件における申立人らから貴署に対する反省文の撤回の申し入れは、実質的には触法事実の再調査を求めるものであったと理解できる。

そして、前記警察庁次長通達の「第6 触法調査」の12において、「少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない」旨が規定され

ており、触法少年の未成熟さ等により申述書等の記載内容について過誤が入ることを防ぐため、その内容の確認や訂正機会を十全に与えることが要請されているのである。

この規定からすれば、本件において、申立人やその保護者から、触法事案について事実が異なるとの申し入れがあった際には、再度事実確認のための調査を行うべきであったといえる。貴署としては、最低限、申立人本人に対して保護者同席の上で慎重に事実経過について聴取を行い、その聴取結果について調書等の記録を作成すべきであった。

殊に本件のように、署限りとして処分されてしまえば、申立人としては、他の機関で事実経過について争う機会がなく、調査内容について修正を求める機会は失われてしまうことから、このような再度の調査がなされるべき必要性は高い。

四 結論

- 1 本件で貴署の署員が実施した申立人に対する調査活動については、その過程で触法少年の未成熟性、被暗示性等に配慮して定められた少年法、少年活動警察規則の規定、及び、これを受けて策定された2007（平成19）年10月31日付警察庁次長通達、警察庁生活安全局少年課の「触法調査マニュアル」の各内容に反する態様が取られていたことが認められる。

触法少年に対する調査活動が、低年齢少年の特性を十分に配慮しないままに実施された場合には、冤罪を生んだり、対象となった少年がかえって大人や社会への不信を強めて反省が不十分に終わるなどの危険性が高いことを無視してはならない。もし、このようなことが起きた場合、調査活動の実施によって、かえって子どもたちの健全な育成が阻害されるという帰結にも至りうるのである。

そして、現実の触法少年に対する調査活動の実態からすれば、少年課の担

当警察官のみならず、交番に駐在する警察官や自動車警邏隊などの警察官も、触法少年を最初に発見し、事情聴取等を実施する機会が多く存在すると言える。

このような実態からすれば、貴署には、少年課の担当警察官に同マニュアルの趣旨を徹底させて、そのさらなる実現を図ることはもちろん、これを超えて、他の触法少年に接触しうるすべての警察官に対しても、同マニュアルを交付したり、研修を行う等して触法少年調査の留意点を理解させ、現場における対応において、その趣旨を徹底すべきである。

2 また、申立人らから事実経過が異なるとの訴えを受けた際には、事実関係について、申立人に対する慎重な調査を行うべきであったのに、それを行わなかったことは不相当であり改善されるべきである。

3 よって、第一記載の通り勧告及び要望する。

以 上